

### 3. 物権的請求権（物上請求権）

#### （1）意義

（イ）「物権的請求権（物上請求権）」とは、物権の行使が妨害され、又は妨害されるおそれがある場合に、妨害し又は妨害しようとする者に対して、妨害の除去又は妨害の予防を請求する権利をいう。物権に共通に認められる権利だが、例外もある。

- ① 占有権には、占有訴権のみ認められる。
- ② 留置権、動産質権は占有回収の訴えは認められるが、物権的返還請求権は認められない。「担保物権法」で学ぶ。

（ロ）民法には物権的請求権を認めた明文規定がない。しかし判例・学説共物権的請求権を認めることに異論はない。次の根拠が掲げられる。

- ① 実質上の根拠 —— 物権は物に対する直接支配権であるから、その直接支配を妨げる者がいればその排除を求める権利があるのは明文がなくても理論上当然であること。
- ② 形式上の根拠 —— 仮の権利ともいふべき占有権でさえ占有訴権という妨害排除の権利が認められている以上（民197～）、所有権その他の物権にはなおさら認めるべきが当然であること。民法は占有の訴えの他に本権の訴えがあることを認めているが（民202）、これが物権的請求権の訴えを指していると考えられること。

（ハ）物権的請求権は、物権に基づいて発生する請求権であるから、物権の存在と運命を共にし、物権の移転・消滅に伴って移転し、消滅する。また、物権的請求権は物権と独立して消滅時効にかからない（大T6.3.23）。

#### （2）物権的請求権の種類

物権に対する侵害の態様に応じて次の三つに分かれる。

侵害の態様	物権的請求権	対応する占有訴権
物権者の占有の侵害	物権的返還請求権	占有回収の訴え（民200）
物権の内容の実現の妨害	物権的妨害排除（除去）請求権	占有保持の訴え（民198）
物権侵害を生ずるおそれ	物権的妨害予防請求権	占有保全の訴え（民199）

#### （3）物権的返還請求権

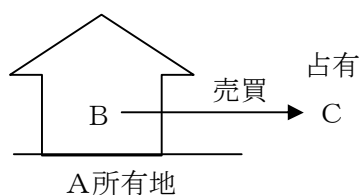
（イ）意義・要件 —— 他人が目的物を占有することによって物権を妨害している場合に、その他人に対して返還を請求する権利である。所有権に基づく場合は「所有物返還請求権」と呼ぶ。占有すべき権利のない先取特権、抵当権には物権的返還請求権は原則としてない。

（ロ）相手方 —— 相手方は、占有権限がないのにその物を占有することにより、現に物権者の占有を妨げている者である。

- ① 相手方が占有を取得した理由を問わない。相手方の故意・過失を問わないから、不可抗力又は第三者の行為によって占有を取得した場合でもよい。そうしないと

物権者にとって、物権の完全な回復を図る方法がなくなってしまうおそれがあるからである。

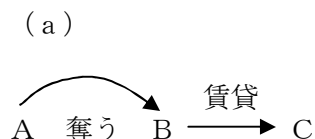
- ② 相手方が地上権や賃借権など、占有を正当ならしめる権利を有する場合には、返還請求権は認められない。当然であろう。正当な権限があることの立証責任は相手方にある（最S35.3.1）。
- ③ 相手方は現実の占有者である。現に占有していない者に対する返還請求は意味がないからである。従って、物権の侵害者がその物の占有を他人に移転すれば、当初の侵害者に対しては物権的請求権の行使はできない。



(a) A所有地をBが不法占拠し、建物建築。その建物をCへ売却した場合、B→Cへの所有権移転登記がなされていない場合でも、建物収去土地明渡しの手方は現に不法占拠をしているCであってBではない（最S47.12.7）。

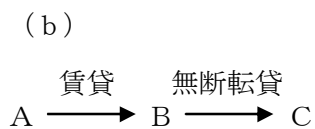
(b) 相手方は、現実の不法占拠者であって、登記名義で判断するのではないとすると、実質上の所有者の把握が困難な場合に困ることがある。そのような場合は、Bは建物を他に譲渡していても、登記名義を有する限り、建物収去土地明渡し義務を免れない（最H6.2.8）。

- ④ 相手方が代理占有（間接占有）を有する者であっても、返還義務を免れない。代理占有によって物権の円満な状態を侵害しているからである。



(a) BもCも占有すべき権利を有していない場合。AはCへ直接自己へ返還請求することができることはもとより（大T10.6.22）、代理占有者Bに対して現実の引渡しの請求をしてもよく（大S13.1.

28）、また、Bが占有代理人Cに対して有している返還請求権を自己へ譲渡するよう請求してもよい（大S9.11.6）。



(b) Bは占有すべき権限をもつが、占有代理人Cは所有者Aに対抗できる権限を有しない場合。判例はAが無断転貸を理由にAB間の賃貸借契約を解除していなくても、AはCに対し直接自己への返還請求ができるとする（最S41.10.21）。学説はBへ返還するよう請求ができるだけだとする者が多い。

(ハ) 効果 —— 目的物の占有の移転を請求することができる。目的物が動産の場合は「引渡請求」、不動産の場合は「明渡し請求」と呼ぶ。

#### (4) 物権的妨害排除請求権

(イ) 意義・要件 —— 占有侵害以外の方法で他人が物権を侵害している場合に、その

# こんなに解ける！ 確認テスト

— 司法試験問題でも簡単に解けてしまいます —

- |  |  |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>□□ 一定の物に対し、債権と物権が成立するとき、債権が物権に優先する場合はあり得ない（S 4 2）</li><li>□□ 物権の客体は、有体物以外にはあり得ない（S 4 2）</li><li>□□ 一筆の土地の一部に対しては、債権は成立しうるが、物権が成立することはありません（S 4 2）</li><li>□□ 債権が侵害されたとき、その侵害の排除を求めることができる場合がある（S 4 2）</li><li>□□ 「一つの物権の客体には一つの物しかなくることができない」という原則の例外として、一筆の土地の一部について取得時効が成立しうるものがあげられる（H 2）</li><li>□□ 「一つの物権の客体には一つの物しかなくることができない」という原則の例外として、土地に設定した抵当権の効力は、その土地に付加して一体をなしているものに及ぶことがあげられる（H 2）</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>× 対抗力を備えた賃借権や、仮登記のある債権は物権に優先できる。</li><li>× 権利質（民362）を思い出すこと。</li><li>× 一筆の土地の一部も譲渡、地上権設定などもできる（分筆して登記しないと対抗力を取得できないだけ）。</li><li>○ 対抗力を備えた賃借権には妨害排除請求権がある（最S 30.4.5）。</li><li>○ 一つの客体の一部につき所有権の取得を認めるもので、例外となる。</li><li>○ 複数の物が一個の抵当権の目的となっている場合だから、例外といえる。</li></ul> |
|--|--|